



鳥取県公報

平成 29 年 7 月 18 日 (火)
第 8 9 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

| | |
|--------|---|
| ◇ 告 示 | 身体障害者福祉法による医師の指定 (481) (障がい福祉課) 2 |
| | 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (482) (子育て応援課) 2 |
| | 肥料の登録の有効期間の更新 (483) (くらしの安心推進課) 2 |
| | 収入証紙の小売りさばき人の指定の廃止 (484) (会計指導課) 3 |
| ◇ 教委告示 | 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (21) (人権教育課) 3 |
| | 鳥取県附属機関条例第 2 条第 3 項の附属機関 (22) (博物館) 3 |
| ◇ 公 告 | クリーニング師試験の実施 (くらしの安心推進課) 3 |

告 示

鳥取県告示第481号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成6年鳥取県規則第17号）第3条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 診療科目 | 診断に係る障害の範囲 | 氏 名 | 勤 務 先 |
|--------------------|--------------|-------|-----------------------------------|
| 神経内科 | 肢体不自由 | 吉本 祐子 | 米子市皆生新田一丁目8-1 山陰労災病院 |
| 心臓血管外科 | 心臓機能障害 | 小野 公誉 | 〃 |
| 内科、リハビリテーション科、神経内科 | 肢体不自由 | 三木 堯明 | 西伯郡伯耆町大原927-1 大山リハビリテーション病院 |
| 内科、神経内科 | 〃 | 石田 玄 | 米子市淀江町佐陀2169 米子東病院 |
| 外科 | ぼうこう又は直腸機能障害 | 木原 恭一 | 鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院 |
| 内科、消化器内科 | 肝臓機能障害 | 木科 学 | 米子市新開二丁目1-43 米子ファミリー内科クリニック |
| 内科 | じん臓機能障害 | 米谷 康 | 岩美郡岩美町大字浦富1029-2 岩美町国民健康保険岩美病院 |
| 整形外科 | 肢体不自由 | 山下 尚寛 | 日野郡日野町野田332 日野病院 |

鳥取県告示第482号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|---|--|-----------------------|----------------|
| 結婚等応援機運醸成白うさぎが結ぶ山陰ご縁キャンペーン（仮称）事業に係る委託業務公募型プロポーザル審査会 | 平成29年度に実施する結婚等応援機運醸成白うさぎが結ぶ山陰ご縁キャンペーン（仮称）事業の受託者の選定に関する事項 | 平成29年7月18日から同年8月31日まで | 子育て王国推進局子育て応援課 |

鳥取県告示第483号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項本文の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成29年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量（パーセント） | その他の規格 | 生産業者の名称及び住所 | 登録の有効期間 |
|----------|--------|---------|--------------|---------------------------|-----------------------|-------------------------|
| 鳥取県第553号 | 乾燥菌体肥料 | 乾燥菌体肥料A | 窒素全量 5.5 | 含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項 | 株式会社錦海化成 境港市昭和町7-3 | 平成29年6月10日から平成32年6月9日まで |

| | | | | | |
|--|--|--|--|-------------|--|
| | | | | 項は、公定規格のとおり | |
|--|--|--|--|-------------|--|

鳥取県告示第484号

次のとおり鳥取県収入証紙の小売りさばき人の指定を廃止したので、告示する。

平成29年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

| 廃止年月日 | 住 所 | 名 称 |
|------------|---------------|-----------------|
| 平成29年7月17日 | 鳥取市用瀬町用瀬259-1 | 株式会社山陰合同銀行 用瀬支店 |

教 育 委 員 会 告 示**鳥取県教育委員会告示第21号**

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|----------------------------------|-------------------------------------|------------------------|--------|
| 鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務企画提案書評価委員会 | 鳥取県奨学金管理システム再構築・運用保守業務の受託者の選定に関する事項 | 平成29年7月20日から同年10月31日まで | 人権教育課 |

鳥取県教育委員会告示第22号

鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）第2条第3項の規定に基づき、次のとおり附属機関を設置するので、同条第4項の規定により告示する。

平成29年7月18日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

| 名称 | 調査審議する事項 | 設置期間 | 庶務担当機関 |
|-------------------------|-----------------------|--------------------------|--------|
| 鳥取県美術館整備基本計画策定アドバイザー委員会 | 鳥取県立美術館整備基本計画策定に関する事項 | 平成29年7月18日から平成30年6月30日まで | 博物館 |

公 告

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第7条第1項の規定に基づき、クリーニング師試験を次のとおり実施する。

平成29年7月18日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

| 区 分 | 日 | 時 |
|---------|----------------|---------------------|
| 学 科 試 験 | 平成29年10月19日（木） | 午前9時30分から午前11時10分まで |
| 実 地 試 験 | 平成29年10月19日（木） | 午前11時30分から |

2 試験の場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県庁第二庁舎

3 試験の方法

- (1) 試験は、学科試験及び実地試験とする。
- (2) 学科試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 衛生法規に関する知識
 - イ 公衆衛生に関する知識
 - ウ 洗たく物の処理に関する知識
- (3) 実地試験は、次に掲げる事項について行う。
 - ア 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別）
 - イ 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ）
- (4) 試験時間は次のとおりとする。
 - ア 学科試験（衛生法規に関する知識、公衆衛生に関する知識、洗たく物の処理に関する知識） 1時間30分
 - イ 実地試験
 - (ア) 洗たく物の処理に関する知識（繊維の判別、しみの判別及び薬品の鑑別） 各4分
 - (イ) 洗たく物の処理に関する技能（焼きアイロン仕上げ） 8分
- (5) 試験には、受験通知書及び筆記用具を持参しなければならない。

4 受験資格

学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者（クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和30年法律第154号）附則第5項の規定により同条に規定する者とみなされるものを含む。）であること。

5 受験手続

(1) 提出書類

所定の受験願書1部に、次に掲げる書類を添付すること。

- ア 履歴書（日本工業規格によるもの）
- イ 受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した上半身像の縦4センチメートル横3センチメートルのものとし、裏面に氏名及び生年月日を記載すること。）

(2) 受付期間

平成29年8月7日（月）から同年9月1日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除くものとし、郵便等により提出する場合は、平成29年9月1日（金）までの消印（これに相当するものを含む。）のあるもの）に限り受け付ける。）

(3) 提出先等

県内に居住する者は住所を所管する生活環境事務所又は各総合事務所生活環境局へ、県外に居住する者は鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課へ持参又は郵送により提出すること。なお、郵便等により提出する場合は、書留郵便又は信書便（書留郵便に準ずるものに限る。）によること。

鳥取県東部生活環境事務所（〒680-0061 鳥取市立川町六丁目176）

鳥取県中部総合事務所生活環境局（〒682-0802 倉吉市東巖城町2）

鳥取県西部総合事務所生活環境局（〒683-0054 米子市糞町一丁目160）

鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（〒680-8570 鳥取市東町一丁目220）

6 受験手数料及び納付方法

受験手数料は7,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

なお、既納の手数料は、還付しない。

7 合格者の発表

- (1) 発表日 平成29年10月31日（火）
- (2) 発表方法 受験者全員に試験結果通知書を送付する。

8 その他

- (1) 出願者には、試験前日までに受験通知書を送付する。
- (2) 受験者は、試験当日午前 9 時 30 分までに試験会場に集合すること。
- (3) 試験開始後 30 分までは遅刻者の受験を認め、退室は不可とする。
- (4) 提出された書類に虚偽の内容が記載されていること、又は証明資格のない者が証明したものであることが判明したときは、合格を取り消すことがある。
- (5) 試験の詳細については、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課（電話 0857-26-7185）又は所管の生活環境事務所若しくは各総合事務所生活環境局に照会すること。
- (6) 郵便等により願書を請求する場合は、82 円切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- (7) この試験の得点については、口頭により開示を請求することができる。この場合において、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格発表日以降 1 月が経過する日までの間に、鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に受験通知書を持参の上、その旨を申し出ること。